

多重債務者対策本部第5回有識者会議への提案・提出資料

2007年3月26日

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

事務局長：本多良男

東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階

電話 03(5207)5507

FAX 03(5207)5521

1. 47都道府県に多重債務者対策本部を設置を！

全ての市区町村・自治体に実効性ある多重債務相談窓口設置の具体化について
提案

資金業規制法の改正に伴う国会の附帯決議に「多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう自治体に要請する」とあります。

第1回～第4回の有識者会議の議論は「論点メモ（事務局案）」記載の通り、その内容は附帯決議に沿うかたちで、全ての都道府県に多重債務者対策本部を設置し各市町村に『丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備』が重要な課題になっていると思っています。

サラ金利用者は1400万人、平均的①利用件数3.3社②借入金額145万円③平均利用年数6.5年④10年以上の利用者30%。⑤5件以上の利用者230万人、法成立・施行によって中小のサラ金が淘汰され、貸し渋り、貸しはがし、厳しい取立などが予測されます。これまでのよう、「借りて返す」ことができなくなり、支払い困難になるなどの相談が殺到する、破産申立が激増することになると思われます。

被害者の会では「相談マニュアル」をつくり、相談体制を強化し、弁護士、司法書士の協力を受けて「任意整理」「特定調停」「ヤミ金融対策」「過払い金返還請求」「個人債務者の民事再生手続き」「自己破産」など債務者の生活の立て直しに努力しています。

相談に来られた方には、なぜ被害に陥ったか、二度と被害に陥らない為にどうしたらよいのか、被害から立ち直るために今後どのような生き方をしなければならないか、報告書を作成したり、多重債務から立ち直った経験者と語りあう交流会を行い、家計簿をつける運動を行っています。

230万人を超える多重債務者は、どこに相談窓口があるのかわからず、一人で悩んでいます。被害者の会、弁護士会、司法書士会の相談窓口だけでは不充分です。

「ゆりかごから墓場まで」最も身近な相談は行政です。医療、福祉、国民健康保険課、生活保護課、公立学校授業課、住宅課、税務課、公的融資制度、消費生活センター、市民相談窓口など、人が生きていくために必要なサービスはそろっています。

多重債務者の中には、税金や国民健康保険の保険料、公共住宅の家賃、学校の授業料や給食費などを滞納している人が多いのが実態です。

行政・自治体はこういう関係部署と連携をとり多重債務者が抱える諸問題の解決にあたるべきです。

滞納の督促をする担当者や生活保護の担当者らがその理由を丁寧に聞き出し、多重債務者であることを確認したら、多重債務の解決方法の説明を行い、自治体の消費生活相談窓口や弁護士会などの相談機関を紹介し解決に導いてほしいと思います。

鹿児島県奄美市や滋賀県野洲市の経験、ゼロ予算で多重債務110番活動している岐阜県などの取組みが参考になります。

内閣府多重債務者対策本部、総務省、金融庁が地方自治体でのクレ・サラの相談窓口の設置のための取組み方針を明確にして臨む必要があります。

その方針はまず47都道府県に多重債務者対策本部を設置をして全ての市区町村・自治体に実効性ある多重債務相談窓口設置を援助していくことだと思います。

この取組みには弁護士会、司法書士会、被害者の会などござって協力体制を取って下さると思います

2. 全ての市区町村・自治体に実効性ある多重債務相談窓口設置の具体化について

地方自治体にクレ・サラの相談窓口を設置するといつても、クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金の事を知らない都道府県市町村の行政担当者に「こんな難しいこと説明できない」と思われないような「借金の解決は難しいものではない」「やる気」になってもらうことが大事だと思っています。

あわせて多重債務者の相談者に「難しそうだからもういいや」という気持ちに絶対にさせないで、「ああ、これなら解決できそうだ!」と思えるようなものにしていく、

「借金の解決は難しいものではない」「借金を必ず解決できるんだ」という気持ちになつてもらうこと、気持ちをほぐし、相談に来てよかったです。明るい表情で帰つてもらうことが大事だと思います。

ークレ・サラの相談にあたつての留意点ー

又、クレ・サラの相談にあたつての留意すべきこととして、なによりも相談者の家族構成、住居、仕事、収入、生活費、全ての負債などありのままの姿を相談カードに正確に書いてもらうことが大事だと思っています。

そのために私たちは

1. まず、「借金の解決は必ずできる」ことを話してあげています。
2. はじめには、何で借金をすることになったかは、あまり追求していません。「何でそんな借金したんだ!」「そんないいかげんなことでは駄目だ!」などというような頭から押さえつけるような言葉はタブーです。
3. 借金が例え、ギャンブル等遊興費であっても、「やってしまったことはしょうがない、これから的生活の立て直しに何が必要なのか、解決方法を一緒に考えよう」との問い合わせが必要です。それによって（相談者自身もそれが悪いことだと気づいています、又身内・家族からもこれまでさんざん厳しいことを言われてきていることが多い）ホッとして、本当のことを語ってくれます。
(ギャンブルにのめり込んでいるいるいるような状況の場合はギャンブル依存症の自助グループと連携し回復を図ることが必要です。)
4. とにかく借金の全部を聞き出すことが大事、一つでも残ってしまうと、又借りては返す多重債務の原因になってしまいます。全ての借金を解決することが大事です。
5. 当然のことながら、守秘義務、プライバシーはしっかり守れることを話します。
6. 相談者は債務整理に要するお金のことが一番気になっているので、法律扶助という制度もある事を説明し、今お金がなくても解決はできることを話してあげる。
7. 働いても生活できない「ワーキングプア」といわれる状況の人、月の収入が14—15万円しかない、食べるのにことかくという人の相談が多くなっています。
借金の整理よりまず生活できるのかどうかが心配です、多重債務の根本的原因は「貧困」です。この場合は、労働相談や生活保護申請などを考える必要があり、福祉事務所との連携も必要になります。
8. そこで私たちは、わかりやすい別紙の①相談マニュアル②相談者への呼びかけチラシ③相談カードを作つて活動しています。

各自治体でもそれぞれ工夫されていることかと思いますが、一つの参考資料として活用していただければと思い資料として提出いたします。

提出資料

①相談マニュアル A4 2枚(裏表であれば1枚)

(表) 相談体制について

1. 相談にあたつて

相談カードをより正確に書いてもらうために

ークレ・サラの相談にあたつての留意点ー

2. 行政・病院・警察などとの連携

3. 相談窓口一覧

(裏) 一この方法で救済できます（借金の解決は必ず出来ます！）

1. 元金は減ります。将来の金利もつきません。

（任意整理・特定調停）

2. 払いすぎたお金を取り戻すことができます！

（過払い金返還請求）

3. 残った元金を5分の1に。住宅を守りたいときにも。

（民事再生手続きについて）

4. 裁判所の決定で、借金から解放されます。

（自己破産・免責）

5. 犯罪集団にお金を払う必要はありません！

（ヤミ金融対策）

②多重債務者への呼びかけチラシ A4 2枚（裏表であれば1枚）

（表）あなたは金利を払い過ぎていませんか？

図表 50万円借り入れで18%計算と29.2%の差が明確。

（裏）借金の解決は必ず出来る！・・・実際の体験者の声・・・

救済事例

澤口宣男被連協会長、橋詰栄恵被連協副会長、吉田豊樹被連協事務局次長

③相談カード A4 2枚

債務整理にあたり、最低限必要な項目について、相談に来られた方が簡単に記入できるように工夫しています。

相談カードにはできるだけ書いてもらうようにしていますが、しっかり書けない人もいます、その場合は、相談員が聞き取りしながら記入しています。

このことによって相談者とのコミュニケーションが取れます。

④多重債務自助グループ（クレ・サラ被害者の会）が行政に求めるもの A4 1枚

相談窓口、生活の立て直しの場、被害をなくす運動について、多重債務者の実態、被害者の会の取組み、行政に求めるものがそれぞれ整理されています。

3. 青木ヶ原樹海をはじめ全国各地に自殺を思いとどませる看板設置を！

「被連協・命の電話03-3255-2400」 転送電話で24時間体制で相談200本！

昨年、自殺対策基本法が施行され、国や自治体で自殺対策の取り組みが始まっています。日本の年間の自殺者は3万人を超えており、このうち7000人から8000人は経済・生活苦が原因です。その大半が多重債務者とみられます。多重債務者救済に取り組むことは、自殺対策でもあります。

一昨年、昨年と富士・青木ヶ原樹海で警察に保護され太陽の会・夜明けの会へ相談に来た事例があります。今年1月7日青木ヶ原樹海で自殺を図った方の相談がありました。サラ金5社からの負債約250万円を苦にしての事です、取引履歴を調査したところ、負債のほとんどは過払いでした。このことを知っていたら自殺を図る必要がありませんでした。青木ヶ原樹海は自殺の名所となってしまっています。富士吉田署調べでは、06年度は170遺体を収容（05度は100遺体）した、いづれも、山菜採り、ハイカーからの発見による通報で、実数は更に上回るとのことです。又パトロールでは2日に1人保護しているとの事です。

被害者の会には「サラ金・ヤミ金融金融業者と話し合ったりすることが疲れました」

「今後生きていくことが自分にはできません」との遺書を残し自殺された方がいます。被害者の会では、サラ金・ヤミ金融・商工ローンによる犠牲者を出させないため、追いつめられ自殺された方々の悔しい思いをいつも胸にきざみ相談しています。

「借金なんかで死んではいけない」「借金の解決は、必ず出来ます」それを知らずに自殺をしてしまう人達を無くすにはどうすればいいか考えた結果、まず一人でも借金のことでの死ではないということを知らせるべく1月20日（土）山梨県富士河口湖町西湖青木ヶ原樹海に、7本の自殺防止看板を設置し、借金の整理ができる、生きていてよかったという被害体験を綴った自殺防止用チラシ・リーフ設置をしました。

看板には「借金の解決は、必ず出来ます！私も助かりました（澤口宣男・橋詰栄恵・吉田豊樹）まずは相談しましょう！」という内容にしました。「被連協命の電話番号」は電話03-3255-2400（転送電話で24時間体制、夜、深夜、早朝、土日の電話相談を受けています。

看板設置後、自殺された家族の方が花を手向けに青木ヶ原樹海に行きこの看板を見て「たいへんいいことをして下さっています支援します」との激励の電話がありました。

2月1日中日新聞と東京新聞は「自殺防止の看板」の写真を入れて「借金苦の自殺ストップ」の記事を掲載しました。フジテレビ「特ダネ」も2月1日自殺防止の看板を放送しました。その後217件の電話相談を受けています。名古屋の方から「自殺したい」という電話があり、埼玉県の方からは「リストカットを2回した」という方から電話が入りそれぞれ被害者の会で相談を受けています。一人でも犠牲者を出させない活動を頑張っていきたいと思います。

このような趣旨で設置された看板について、山梨県県有林課の理解を得ることが出来ず、3月14日一旦撤去をせざるを得なくなりました。しかし、地元の富士吉田警察署の全面的な協力を得て全国クレ・サラ被連協と富士吉田警察署の連名で3月30日（金）・31日（土）再度看板設置の運びとなりました。富士吉田警察署生活安全課の山本係長は、今回の設置について、「借金の解決は必ず出来る」という言葉に共感して頂き現場では、

「借金のことで自殺をしてはいけないし、みんな迷っているのが実際のところです。」又、保護した人に話を聞くと「相談する場所さえあれば・・・」とのことでした。山本係長は、現在、山梨県県有林課・山梨県警察本部に、「この自殺防止の看板、手記の設置は、すぐ行動すれば、自殺者が一人でも減ることは間違いない」と説得をしている状況です。

私たちは今後、城ヶ崎（静岡県）・東尋坊（福井県）・足摺岬（高知県）・JR沿線等に地元の協力を受けて看板設置をしたいと思っています。

多重債務者対策本部・有識者会議としても内閣府・自殺対策本部と連携して下記の方針で臨んでいただきたいと願っています。

記

1. 国都道府県市町村は、自殺の名所とされる場所に自殺防止の看板を設置すること。
2. 債務者が自殺等で亡くなった場合、遺族の悲しみ、苦しみに配慮し「相続放棄の手続き」があること、及びクレ・サラ相談窓口を知らせ、遺族への請求をしないこと。
3. これまでの取引履歴を開示し、利息制限法に基づく計算をして、過払い金がある場合は遺族に進んで返還すること。債務が残る場合は、請求を放棄すること。
4. 遺族の悲しみ、苦しみに対する心のケアなどは自殺対策本部と連携して必要な援助をすること。

提出資料

- | | |
|-------------------------|-------|
| ①青木ヶ原樹海自殺防止看板確認及び増設について | A4 2枚 |
| ②自殺防止看板及び手記設置について | A4 2枚 |
| ③自殺防止看板の内容 | A4 1枚 |

相談体制について・・・(全国の「被害者の会」での相談状況)・・・

現在、相談時に以下について注意しながら相談にあたっています。又、行政（市区町村）・病院・警察との連携や下記相談窓口とも連携をはかりながら「借金の解決は必ず出来る」「大事なのはその後の生活」と相談と共に語り合ながら生活改善と相談にあたっています。

――― 相談にあたって（相談カードにより正確に書いてもらうために「被害者の会」で行っていること。）―――

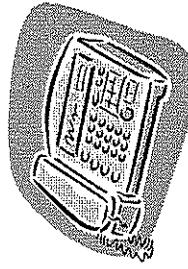
- ・ まず、「借金の解決は必ず出来る。大事なのはその後の生活と改善」のことを告げる
何で借金をすることになったかは、あまり追求しない。
- ・ 例え、ギャンブル等遊興費であっても、「やってしまったことはしようがない、これから、解決方法を一緒に考えよう」との問い合わせが必要、それにより、相談者は、（身内にさんざん厳しいことを言われてきていることが多いので）ホッとして、本当のことと言う
- ・ とにかく借金の全部を聞き出すことが大事
- ・ 当然のことながら、守秘義務、プライバシーは守れる、ことを告げる
- ・ 相談者は債務整理に要するお金のことが一番気になっているので、今お金がなくともできることを告げる（法律扶助制度等の説明）
(サラ金などから「法律家に相談すると多額のお金をとられる」と言われ、本人もそう思っていることが多い。)
- ・ 借金の返済がなければ生活できるか（生活保護等福祉との関係で）

――― 行政（市区町村）・病院・警察などとの連携すべき点―――

- ・ 行政機関内部の連携（生活保護：福祉課、健康保険：健康保険課、税金：納税課、全般：住民課など）
- ・ 精神的な病気ではないか？（一時的、恒常的に関わらず最近依存症、精神的な病の人が多い）、その場合病院との連携も必要
- ・ 都道府県警察との連携（特にヤミ金融・振り込め詐欺など）

――― 相談窓口―――

- ・ 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会（「被害者の会」全国39都道府県、84団体）
- ・ 弁護士会、法律相談センター（全国301箇所）
- ・ 司法書士会、相談センター
- ・ 地方自治体の消費生活センター（全国532箇所）



この方法で救済されます！（借金の解決は必ず出来ます！）

（民事再生）

①元金は減ります。将来の金利もつきません。（任意整理・特定調停）法律（利息制限法）によって定められた金利に引きなおして、その残った元金程度で分割払いができます。将来の金利負担も軽減されます。

Aさんは、年25%前後で借りていた5件の消費者金融の借金を、一番最初の取引から週って、法律（利息制限法）によって定められた金利に引きなおしました。すると、300万円程度あった借金の元金が100万円程度になりましたので、これを、毎月3万円弱の3年程度の分割払いと和解することができました。将来の金利負担もなくなりましたので、3年間で返済が完了する予定です。

③残った元金を5分の1に。住宅を守りたいときにも。（民事再生）法律（利息制限法）によって定められた金利に計算しなおしても、その残った元金が多額な場合、この元金を裁判所の手続きを通じてカットすることができます。そして、カットされた元金を3年程度で分割払いすることができます。将来の金利負担も軽減されますが、住宅ローンを特別扱いにすることができます。

④裁判所の決定で、借金から解放されます。（自己破産・免責）将来の収入で返済することが困難な場合、裁判所に自己破産を申し立て、免責決定を得ることによって借金から解放され、フレッシュ・スタートが可能となります。

○自己破産のウソ、ホント
全財産なくなる？：不動産があれば処分されますが最低限生活に必要な家財道具などは処分されません。被産宣告後に得た収入は自由に使えます。
カードは持てない？：個人情報に5～10年間記録されるので、その間はクレジットを作ったり、住宅ローンを組むことはできません。
勤務先に知られる？：裁判所が勤務先に通知することはできません。
辞めさせられる仕事がある？：弁護士、司法書士、税理士などには一定期間なれません。
選挙権もなくなる？：投票も立候補もできます。
就職や結婚ができる？：官報に記載されるだけで戸籍や住民票には記載されません。
一般の人が官報を見るとはほとんどありません。

②払いすぎたお金を取り戻すことが出来ます！（過払い金請求）
長期間返済を続けていると、法律（利息制限法）によって定められた金利に計算し直した場合、マイナス（過払い）になっている場合があります。この場合、この過払い金を取り戻して、他社の返済等に利用することが可能です。
Bさんは、3社の消費者金融業者と10年以上にわたって取引を行っていました。ほどんど期日に遅れることがなく、業者に言われた金利を支払い続けてきました。業者に10年以上の取引の履歴を開示してもらい、法律（利息制限法）によって定められた金利に引き直したところ、マイナス（過払い）になつてることが判明したので、この過払い金を取り戻すことができました。その結果、200万円程度の借金がなくなるばかりか、200万円程度の過払い金を返還してもらいました。（滞納分の税金や家賃の支払いにあてることが可能になった。）

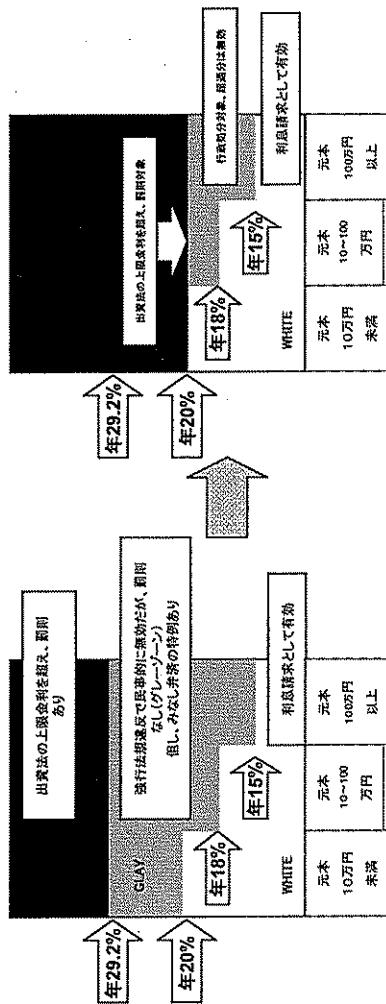
⑤犯罪集團にお金を払う必要はありません！（ヤミ金融）
ヤミ金融業者には、お金を払う必要はありません。ヤミ金融が使用している銀行の口座凍結、携帯電話の停止を警察、銀行、携帯電話会社に申し入れましょう。
このような、ヤミ金融の暴利は法律的にも支払い義務はありません。毅然とした対応と警察へ告発をし、ヤミ金融業者を撲滅しなくてはなりません。

あなたは金利を払い過ぎていませんか？――

グレーボーンの廃止と上限金利の引下げ

概ね3年後をめどに、貸金業法43条のいわゆるグレーボーン金利を撤廃し、出資法の上限金利(29.2%)を利息制限法の上限金利の水準(20%)まで引下げる。

改正前
改正後

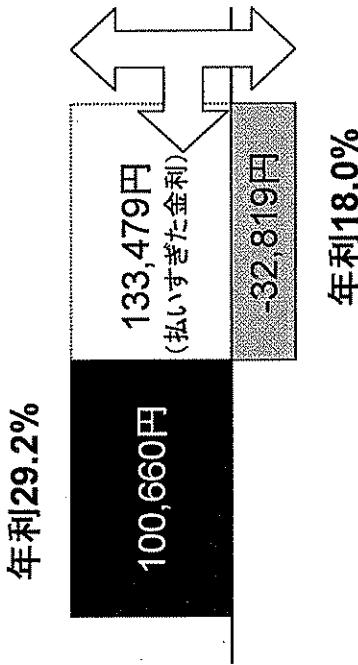


概ね3年後の改正で、サラ金などの上限金利は、利息制限法の利率(元本10万円未満は年20%、10万円以上100万円未満は年18%、100万円以上は年15%)に統一されます。法律施行後は、サラ金などが年20%を超えて貸し付けると刑罰が科され、年15%ないし18%を超えた場合は、行政処分の対象となります。新しい法律の制定を受けて、政府は多重債務者対策本部を設置しました。地方自治体でも相談窓口の充実がはかられます。

違法利息は払いません、過払い金を取り戻そう！

金利を払いすぎている？

例：50万円を借り毎月2万円を2年9ヶ月間払い続けた場合、下記の図のように年利29.2%では、100,660円の残高が残るが年利18%では、-32,819円(過払い)となり、合計、133,479円も多くの金利を払いすぎている。



サラ金などはグレーボーン金利で貸し付けています。利息制限法の利率を超える利息は本来「払わなくていい利息」ですが、これまでには二重構造があつたのです。払いすぎた場合は「不当利得」として返還を請求できます。払いすぎた利息は返してもらいましょう。これからは払わなくていい利息の支払いをやめましょう。

借金の解決は必ず出来る！・・・実際の体験者の声・・・

相談出来ず、何処に行けばいいのか？そして、どうすればいいのが実態。私達も同じでした、まずは相談から始まります・・・

澤口 宣男



17年前、小遣い欲しさに始めたマルチ商法でサラ金から借金をしたことで数年後には信販・サラ金の借金が膨らみ親間に代弁済をしてもらうことになった。しかし、借りる意思もないのに増え続ける電話勧誘に耐え切れず再び借り返して約14年続いた借金は最終的に穴埋めを借金に頼りサラ金20社以上800万円位の借金となる。親族による代弁済を繰り返して約14年続いた借金は最終的にサラ金10社800万円、ヤミ金10社200万円となつた。このままでは家族が苦しむだけだと思いつ死にを求めて1週間逃亡したが、最後に子供に会いたいと思い帰宅した。そして、司法書士に相談し「夜明けの会」を知り更生するため相談員となり実体験を聞いてもらひながら相談にのっています。どんな借金でも解決できる！今は自信を持つと言えます。

橋詰 栄恵



三人の子供と両親の生活を支える為、スナックを営業。運転資金に困った時、銀行での借入では時間的余裕がなく、直ぐに借入できるサラ金を利用した事が借金の始まり。高い利息だと知らず数年間でサラ金数件を完済。再び借金が始まつたのも店の従業員の給料を支払う為。その頃からサラ金の借入件数が次々と増え、おまとめ融資・商工ローンにまで借金は膨れ上がり、遂には一本の電話からヤミ金の罠に陥り、毎日が返済日となり苦しみが始まつた。返しても返しても終わる事がないヤミ金との関係を断ち切るには、自身が居なくなる他に方法がないと自殺を覚悟した。死に切れなくて辿り着いた「尼崎あすひらく会」で救われた。あれほど悩み苦しんだのに、被害者の会で生きる勇気と元気を取り戻した。そして、第二の私の様な方の解決をする事が私の使命と考え、私に出来る事で、苦しんでいる方に元気になつてもらいたい。

吉田 豊樹



15年以上も借金に苦しみ、たつた1枚の銀行系クレジットカードから20社、3000万円近い借金を信販・サラ金にまで借りて返済するようになってしまった。毎月返済に追われる日々を過ごしていたが、当時は、相談する場所もわからず整理屋や悪徳な弁護士に騙されてしまつた事もある。解決の道がないと思い自殺を試みたが死にきれず。県民相談の紹介で弁護士に相談し自己破産ができた。しかし、会社を辞めざるを得なくななり退職後、ヤミ金融に手を出していました。1社が2社となり80社近くヤミ金融の支払いは2500万円に、親や親族から借り返済したが15社は返済できず「夜明けの会」に相談。「借金の解決は必ずできる。」と司法書士の言葉に改心。その後、「夜明けの会」専従相談員として、相談者の気持ちを大事に相談に乗つており被害者の会として被害者の救済と活動を行ひ現在に至っている。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

相談カード

平成 年 月 日

相談者	氏名 フリガナ 自宅住所	年 月 日生 (才男・女) 電話 携帯電話																																																																					
	勤務先会社名(元) 同 住 所			職 種	勤務年数	年	電 話																																																																
この相談所を何で知りましたか			新聞・テレビ・広報・インターネット・電話帳・家族・友人・知人 その他()																																																																				
生活保護・年金を受けていますか			はいの方 いつから 年 月、いくら 月 円																																																																				
1. 家族構成と同居の区別・収入 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 前</th> <th style="width: 10%;">続柄</th> <th style="width: 10%;">年齢</th> <th style="width: 10%;">職 業</th> <th style="width: 10%;">月収(手取)</th> <th style="width: 10%;">ボーナス</th> <th style="width: 10%;">その他の収入</th> <th style="width: 10%;">住まい</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>本人</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>同・別</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>同・別</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>同・別</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>同・別</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>同・別</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>同・別</td><td> </td></tr> </tbody> </table>									名 前	続柄	年齢	職 業	月収(手取)	ボーナス	その他の収入	住まい	備 考		本人						同・別									同・別									同・別									同・別									同・別									同・別	
名 前	続柄	年齢	職 業	月収(手取)	ボーナス	その他の収入	住まい	備 考																																																															
	本人						同・別																																																																
							同・別																																																																
							同・別																																																																
							同・別																																																																
							同・別																																																																
							同・別																																																																
2. 1ヶ月の生活費(ローン返済分を含む) 合計 円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">家賃又は 住宅ローン</th> <th style="width: 15%;">円</th> <th style="width: 20%;">電話料 (携帯含)</th> <th style="width: 15%;">円</th> <th style="width: 20%;">車等その他 のローン</th> <th style="width: 15%;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>食 費</td><td> </td><td>電気代</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>交通費</td><td> </td><td>ガス代</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>教育費</td><td> </td><td>水道代</td><td> </td><td>その他</td><td> </td></tr> <tr><td>医療費</td><td> </td><td>新聞代</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>保険料</td><td> </td><td>被服費</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>									家賃又は 住宅ローン	円	電話料 (携帯含)	円	車等その他 のローン	円							食 費		電気代				交通費		ガス代				教育費		水道代		その他		医療費		新聞代				保険料		被服費																								
家賃又は 住宅ローン	円	電話料 (携帯含)	円	車等その他 のローン	円																																																																		
食 費		電気代																																																																					
交通費		ガス代																																																																					
教育費		水道代		その他																																																																			
医療費		新聞代																																																																					
保険料		被服費																																																																					
3. 最初に借りたきっかけと使いみち () 年、 使いみち ()																																																																							
4. 過去に全負債を一括して債務整理をしたことがありますか。 <p>① はい () 年 () 社 総額 () 円 その返済は(全債務、一部債務) その資金は誰が出しましたか ()</p> <p>② いいえ</p>																																																																							
5. 今後金銭面で協力してくれる人がいますか。(生活費等含む) <p>① はい 氏名 () 債務者との関係 ()</p> <p>② いいえ</p>																																																																							
6. その後増えた原因(年代を入れて具体的に記入)																																																																							

7. 債務整理の費用		① あり (本人 他からの援助 ())	② なし		
		ありの方、いくらぐらいまで	円		
8. 所有の有無					
土地、建物、車 () 年式、生命保険、退職金 (無・有 約 円)					
9. 債務の総額(クレジットカード・住宅ローン・保証債務・親戚・知人からの借金、家賃・税金の滞納も含む)					
番号	債 権 者	債 务 総 額	最初の借入日	最後に支払った日	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	家 賃				
	市県民税				
	健康保険税				
	合 計				
他の相談所・機関紹介先					
相談員の指導助言等					

多重債務自助グループ(クレサラ被被害者の会)が行政に求めるもの

		全国クレ・サラ被連協・松山たちばなの会 青野 貴美子	
多重債務者の実態	被害者の会では	行政に求めるもの	
相談窓口として 何処に相談窓口があるのかわからぬ すぐに相談してもらえるのか、 信頼できるところなのか、 費用はどのくらいかかるのか どんな債務整理方法があるのか 生きしていくのが辛い	宣伝手段や信頼を確保し事務所を持ち相談体制を確立しているところもあるが困難さもある 無料相談を行い、債務整理について専門家と協力し解決するまでバックアップ体制を取っている 被害者自身が相談員となるので相談者の気持ちが良くなれば安心して相談できる	全市民に向けての宣伝手段を持ち信頼性も確保できる すでにある相談窓口(消費生活センター、市民相談など)と市民との接点がある様々な窓口とのネットワークを構築することで被害の掘り起しが容易になる専門家と連携することによって市町村の相談窓口でも個々の債務整理について援助が可能になる	
生活立て直しの場として 借金の原因は何なのか、 収入、支出、家族関係、病気、依存症 支払い能力はどのくらいあるのか 借金を整理したとしても生きていかなければ必要な生活費が確保できるのか 一人で悩んでいる	例会、学習会などを開催し、多重債務から立ち直った経験者と語りあうことによって個々の借金の原因を明らかにし、家計簿の指導なども行い生活の立て直しを図る。病気や依存症などの場合は専門家や自助グループと協力していく 生活保護なども検討し、借金をしないでも生活が出来るようになるまで援助していく 会に出会うことで仲間とともに支えあいながら孤立せずに解決に向かえる	生活保護、医療、住宅、低利融資制度など生きているために必要なサービスはそろっているので緊急時などには特に敏速な対応が出来る 民間自助グループ(依存症の会、被害者の会)と協力していくことで生活や人間性の回復を図ることができる 民間自助グループへの会場の提供や援助 多重債務者への支援をしている官民の団体のネットワーク作り	
被害をなくす活動	サラ金の高金利、過剰貸付、過酷な取立て クレジットの過剰与信 ヤミ金の被害 解決方法の情報不足 貧困世帯の増加	署名、キャラバン、集会など金利引き下げの運動に参加する 被害者自らが被害を語り世論に訴えていく 110番活動などで被害の掘り起こしと情報提供 集団提訴や告発、行政処分の申し入れなど 生活保護制度などの改善など社会保障制度の充実にむけ運動する	学校などの消費者教育の推進、専門家の講師派遣 広報誌などを利用しての情報提供 ヤミ金対策、銀行口座や電話の差し止め、看板広告の撤去等警察とも連携して速やかに出来るシステム作り 相談状況などの分析、情報公開することで多重債務者の実態を把握し、国などに対策を提言していく 緊急小口融資制度の充実

各 位

青木ヶ原樹海自殺防止看板確認及び増設について

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

会長：澤口 宣男・副会長：橋詰 栄恵

事務局長：本多 良男

TEL 03-5207-5507 FAX 03-5207-5521

高金利引き下げ全国連絡会（後援）

担当：井口 鈴子・千原 茂昭・吉田 豊樹

TEL 048-775-5892 FAX 048-772-0076

いつもお世話になります。

題記の件、1月20日（土）に7箇所に自殺防止の看板・チラシを設置しました。

設置後、樹海で自殺された息子さんのお母さんより自殺防止の看板を見て電話をいただきました。借金で自殺してしまったとのことで、私たちの活動についても「頑張ってください。」と励ましの言葉を頂きました。

つきましては、前回、設置した看板の確認及び補修と増設を下記の通り行いますので是非参加下さい。

日 時 : 平成19年3月30日（金）・31（土）（1泊2日）集合10:00

集 合 : 富岳風穴壳店（山梨県南都留郡富士河口湖町西湖青木ヶ原 2068-1）

別紙地図参照 富岳風穴壳店 TEL 0555-85-2300

当日連絡電話番号 090-9206-1081（夜明けの会 吉田）

宿泊施設： 全国労働金庫富士研修センター（御殿場） 6000円

実施内容予定：

3月30日（金）午前・午後

- ① 前回自殺防止看板及びチラシ確認及び補修
- ② 花見（御殿場）
- ③ 宿泊（富士研修センター）

3月31日（土）午前

- ①自殺防止看板及びチラシ増設作業

参加者申込書

お手数ですが、当日、はぐれることの無い様又、人員を確実にしたい為、
参加申込書を返送願います。(FAX可)：夜明けの会：FAX 048-774-4993
問い合わせ：夜明けの会、吉田まで TEL 048-774-2862

氏名 _____

所属 _____

電話 _____

携帯電話 _____

当日交通手段 車・電車・バス・その他

前泊の有無 有・無

集合場所の案内図とアクセス



● アクセス ●
河口湖 IC (中央高速道路) → 国道 139 号線 (精進湖方面) → 富岳風穴売店 (国道沿い)

新宿 → (JR 中央本線) → 大月 → (富士急行線) → 河口湖駅 → (バス) → 富岳風穴前

自殺防止看板及び手記設置について

1. 経緯及び目的

全国での自殺者は、年間3万人に上りこの内、約8千人は、経済苦・生活苦を理由に自殺しています。

この現状の中で一昨年、昨年と青木ヶ原樹海で警察に保護され被害者の会(太陽の会・夜明けの会)へ相談に来た事例があります。残念ながら青木ヶ原樹海が自殺の名所となってしまっている現状があり、相談に来た人達は、借金の解決は、出来ないと思っていた人が大半でした。しかし、借金の解決は、必ず出来ます。それを知らずに自殺をしてしまう人達を無くすにはどうすればいいか考えた結果、まず一人でも借金のことで死んではならないということを知らせるべく自殺防止看板および手記の設置となりました。

1月20日(土)に設置された看板につきましては、山梨県県有林課の理解を得ることが出来ず。一旦、撤去をせざるを得なくなりました。しかし、今回、地元の富士吉田警察署の全面的な協力にて再度設置の運びとなりました。生活安全課の山本係長は、今回の設置について、「借金の解決は必ず出来る」という言葉に共感して頂き現場では、「借金のことで自殺をしてはいけないし、みんな迷っているのが実際のところです。」又、保護した人に話を聞くと「相談する場所さえあれば…」とのことでした。山本係長は、現在、山梨県県有林課・山梨県警察本部に、「この自殺防止の看板、手記の設置は、すぐ行動すれば、自殺者が一人でも減ることは間違いない」と説得をしている状況です。

2. 相談体制

相談開始日 平成19年1月20日(土)9:00～

電話対応方法 24時間対応

電話番号 03-3255-2400(被連協自殺防止相談専用)

080-6805-3871(時間外転送用携帯電話)

3. 対応内容

相談内容の心情を理解し、まず恐怖感を取り除き、相談員(体験者)が借金の解決を自らの体験を話し、相談者の近くの被害者の会・弁護士・司法書士の紹介。(全国被害者の会等)又、緊急時には、警察等への要請。

5. 現在までの状況

平成19年1月20日(土)～3月22日(木)までの電話受付状況は、217件である。

主な相談者住所

山梨県・愛知県・岐阜県・三重県・滋賀県・静岡県・石川県・福井県・宮城県・大分県・
神奈川県・東京都・埼玉県・兵庫県・大阪府・千葉県。

6. 直近の活動(設置予定)

3月30日(金)・31日(土)：青木ヶ原樹海…看板および手記設置
(詳細別紙参照)

7. 今後の活動(設置予定)

城ヶ崎(静岡県)・東尋坊(福井県)・足摺岬(高知県)・JR沿線・公共広告機構など

8. その他

今回の設置については、「借金のことで自殺をしないで欲しい、そして、必ず解決します。」このことを知らない人達の為にも設置します。現実的に200名近い人達が救われている。と言う観点からも3月30日・31日に実施していく所存であります。また、環境面では、設置時には、周辺のゴミ収集を実施しております。お手数だと思われますが、人の命と今後の多重債務者撲滅の為にもご賛同をお願いいたします。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階

電話 03-5207-5507 FAX 03-5207-5521

会長 :澤口 宣男(夜明けの会)

副会長 :橋詰 栄恵(尼崎あすひらく会)

:井口鈴子(司法書士)

事務局長:本多 良男(太陽の会)

事務局次長:吉田 豊樹(夜明けの会)

90cm

90cm

借金の解決は必ず出来ます！

私も助かりました。

(澤口 宣男・橋詰 栄恵・吉田 豊樹)

まずは相談しましょう。

命は親から頂いた大切なものの
もう一度静かに両親や兄弟、
子供のことを考えてみましょう。
一人で悩まず相談して下さい。

-----連絡先-----

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

03-3255-2400

防犯団体連絡協議会・自殺防止連絡会

富士吉田警察署 0555-22-0110